

# 施設園芸等燃料価格高騰対策の令和5事業年度実施に係る募集要領

令和5年5月10日  
岩手県農業再生協議会

## 第1 事業目的

省エネルギー等対策推進計画を策定し、燃料使用量の15%以上の削減に取り組む施設園芸産地に対して、燃料価格高騰に対応したセーフティネットの構築の支援を行うもの。

## 第2 事業内容

農業者と国の拠出により資金を造成し、施設園芸用の燃料価格が一定基準以上に上昇した場合に補填金を交付するセーフティネットを構築するもの。

※ 資金造成割合：事業主体（日本施設園芸協会）と支援対象者で1：1

※ 補填金積立契約の内容：業務方法書別紙様式第4号

## 第3 支援対象者

以下の要件を満たすものとする。

- (1) 事業参加者が野菜、果樹又は花きの施設園芸を営む者であること。
- (2) 事業参加者が3戸以上又は農業従事者（農業（販売・加工等を含む。）の常時従業者（原則年間150日以上））が5名以上であること。
- (3) 燃料使用量の省エネルギー化又は燃料コストの変動抑制推進計画を定め、計画期間内に事業参加者の燃料使用量を15%以上削減する等の目標を掲げるとともに、取組内容等からその達成が確実であると認められること。
- (4) 原則として、農業協同組合連合会、農業協同組合、農事組合法人、農事組合法人以外の農地所有適格法人、特定農業団体又はその他農業者の組織する団体（代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めのある団体に限る。）であること。

## 第4 事業実施期間

令和5年10月～令和6年6月

## 第5 提出様式及び応募方法

### (1) 事業申請様式

ア 施設園芸等燃料価格高騰対策事業実施計画書及び省エネルギー等対策推進計画（業務方法書別紙様式第1号）

イ 省エネルギー等対策取組計画（業務方法書別紙様式第2号）

省エネルギー等対策取組計画は、支援対象者で保管することとし、事業申請には写しを提出すること。

ウ 施設園芸用燃料価格差補填金積立契約申込書（業務方法書別紙様式第5号）

エ 施設園芸用燃料購入数量等設定申込書（業務方法書別紙様式第7号）

オ チェックリスト

「省エネルギー等対策推進計画」及び「セーフティネット事業関係」の各チェックリストを提出すること。

※ 様式の電子ファイルは岩手県のホームページに掲載しています。

(2) 事業申請書提出先

岩手県 農林水産部 農産園芸課 園芸特産 施設園芸等燃料価格高騰対策担当宛  
〒020-8570 岩手県盛岡市内丸 10-1

(3) 事業申請期限

令和5年7月14日（金）17:00 必着

## 第6 その他

(1) 応募に際し、予め施設園芸用燃料価格差補填金積立契約の内容（業務方法書別紙様式第4号）をご確認をお願いします。

(2) 当事業にかかる要綱、要領及びQ&A等は、農林水産省及び日本施設園芸協会のホームページに掲載されておりますので、参照いただきますようお願いします。

### 【農林水産省】

[http://www.maff.go.jp/j/seisan/ryutu/engei/nenyu/nenyu\\_taisaku1.html](http://www.maff.go.jp/j/seisan/ryutu/engei/nenyu/nenyu_taisaku1.html)

### 【日本施設園芸協会】

<https://jgha.com/product/nenyu2/>